

岐阜県公害防止条例（騒音）の特定施設

（条例第45条、規則第20条、別表第10）

項番号	特定施設の名称
1	金属加工機械 研磨機（原動機の定格出力の合計が15kw以上であること。）
2	空気圧縮機及び送風機 （製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上であること。）
3	窯業焼成炉用バーナー （燃料の燃焼能力が重油換算の1時間当たり50ℓ以上であること。）
4	繊維機械 撚糸機（原動機を用いるものに限る。）
5	紙工機械 （コルゲーテングマシンに限る。原動機の定格出力が7.5kw以上であること。）
6	合成樹脂用粉碎機 （原動機の定格出力が3.75kw以上であること。）
7	高速切断機 （原動機の定格出力が2.25kw以上であること。）
8	走行クレーン
9	クーリングタワー （原動機の定格出力が0.75kw以上であること。）
10	冷凍機※ （原動機の定格出力が7.5kw以上であること。）
11	タイル成型用プレス
備考 次に掲げる施設を除く	
1 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する施設	
2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物	
3 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物	

※①空気調和機器（エアコン、ガスヒートポンプエアコン、エコアイスを含む）は、原動機の定格出力が7.5kW以上であれば、特定施設「10. 冷凍機」に該当する。1台の冷凍機を2台以上の原動機で稼働させている場合、個々の定格出力が7.5kw以上のものが対象。

②日本標準商品分類の統一システム（HS）で、「841510 ウインド形・ウォール形エアコンディショナ」・「841581 パッケージ用エアコンディショナ～841583 セパレート形エアコンディショナ」にあたるエアコンは、該当しない。

③室外機の圧縮機は、騒音規制法及び振動規制法の特定施設に該当しない。ただし、室外機の送風用ファンは、出力が7.5kw以上の場合に騒音規制法の特定施設「2. 送風機」に該当するので注意すること。

岐阜県公害防止条例（騒音）の事業場内特定作業

（条例第56条、規則第24条、別表第14）

項番号	特定施設の名称
1	板金又は製かん作業 （厚さ0.5mm以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
2	鉄骨又は橋りょう組立作業 （建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る。）
3	チェンソーを使用する作業 （事業場内の作業に限る。）